

泉 総 第 1321 号
令和 7 年 2 月 21 日

地区連合自治会町内会長 様
自治会・町内会長 様
(和泉中央南ハイツ自治会)

横浜市泉区長 山 口 賢

令和 7 年国勢調査 調査員推薦のお願い

日頃から、区政の推進及び各種統計調査の実施に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、本年 10 月 1 日を基準日として国勢調査が実施されます。この調査は、統計法に基づき実施される我が国の最も基本的かつ重要な調査で、国内の人口実態の把握や、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に、国内に居住するすべての人を対象に行われるものです。

つきましては、御多用のところ恐縮に存じますが、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と御協力をお願いしますとともに、添付資料「国勢調査員の推薦にあたって(資料1)」を御確認いただき、国勢調査員として適任の方を御推薦くださるようお願い申し上げます。

〈お願いしたいこと〉

【地区連合自治会町内会長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【自治会・町内会長】国勢調査員として適任者の推薦をお願いします。

※関係資料一式は、各自治会・町内会長宛に直接送付します。

1 推薦依頼数

・調査区数 4 調査区分

(調査区域は別添の「調査区地図(資料6)」を御覧ください。)

・調査員数 2 人 (うち2調査区分を御担当いただく調査員数 2 人)

(調査員数の詳細は別添の「調査員推薦名簿(資料2)」を御覧ください。)

※(参考) 泉区全体 調査区数: 1228 調査区、依頼調査員数: 約 750 人

2 提出書類

各自治会・町内会長から「調査員推薦名簿(資料2)」と「令和7年国勢調査員調査員就任承諾書(資料3)」を4月18日(金)までに総務課統計選挙係宛に御提出ください。

3 留意事項

御推薦に当たりましては、調査の正確性の確保とプライバシー保護のため、次のことに御留意ください。

- (1) 責任を持って御自分で調査員の事務を遂行できる方
- (2) 原則として20歳以上の方(令和7年9月1日時点)
- (3) 秘密の保護に信頼をおける方
- (4) 選挙・警察に直接関係のない方
- (5) 暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

4 調査員報酬

- ・1調査区(約50世帯)で 程度(前回実績)
- ・2調査区(約100世帯)で 程度(前回実績)

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。

5. 任命期間

令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

参考：調査書類の配布方法について

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来の調査方法（※）にすることが総務省から示されています。

対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成27年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

6 添付資料

- (1) 国勢調査員の推薦にあたって（資料1）
- (2) 調査員推薦名簿（資料2）【提出書類】
- (3) 令和7年国勢調査員就任承諾書（資料3）【★】【提出書類】
- (4) 令和7年国勢調査 調査員就任のお願い（資料4）【★】
- (5) リーフレット（資料5）【★】
- (6) 調査区地図（資料6）（該当部分を添付しています。）

※ 各自治会・町内会長から御推薦いただく調査員の方にお渡しいただく書類は【★】です。

※ 【★】資料については、御推薦いただく人数分同封しております。

問合せ 泉区役所総務課統計選挙係

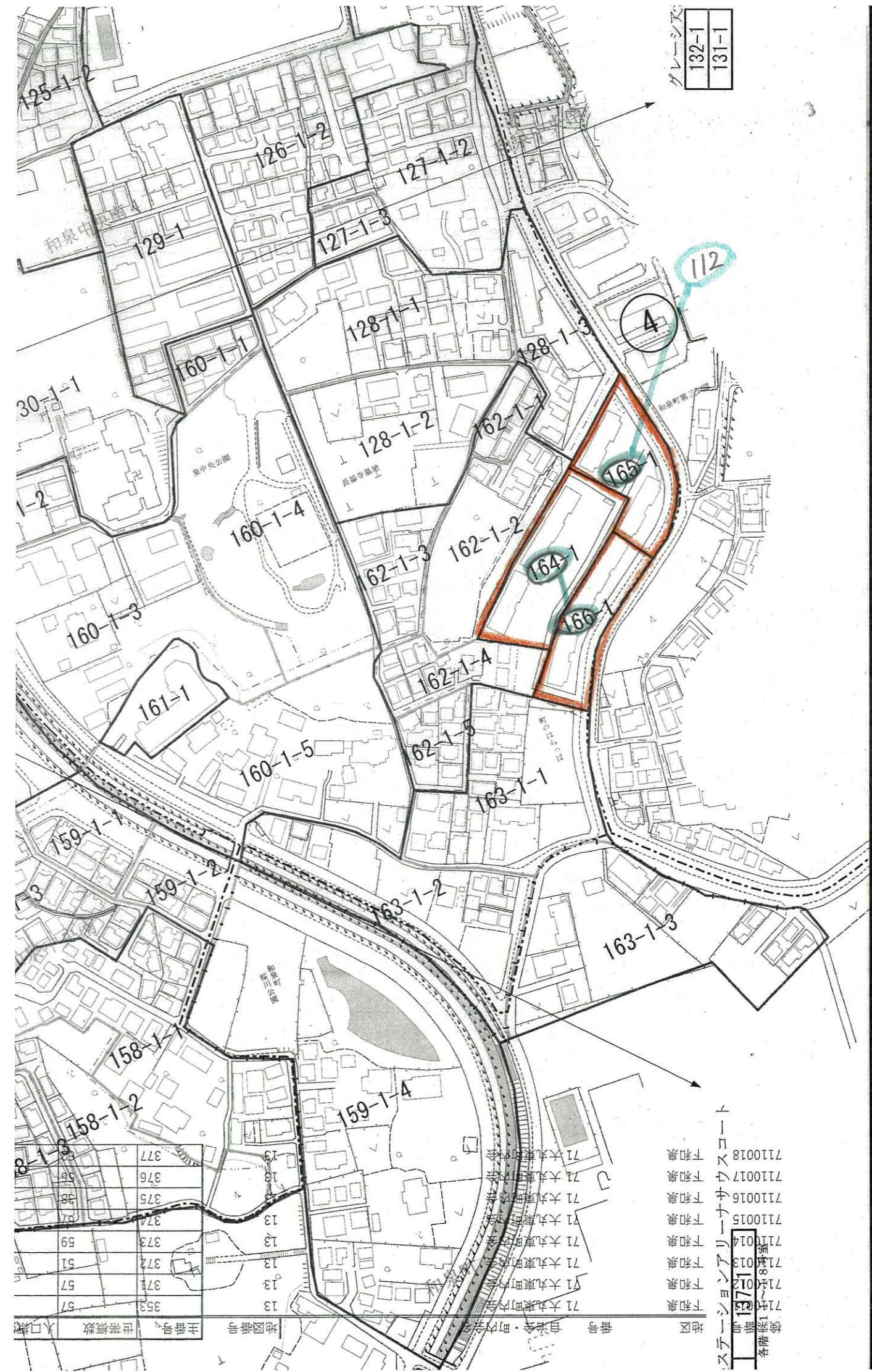
電話：800-2315

FAX：800-2505

令和7年国勢調査員推薦名簿

56 和泉中央南ハイツ自治会

調査区番号	世帯概数	調査員氏名	備考
112	46		2調査区でおひとりの推薦をお願いします。
165	40		
164	51		2調査区でおひとりの推薦をお願いします。
166	46		



グレーシス
132-1
131-1

0 520 m

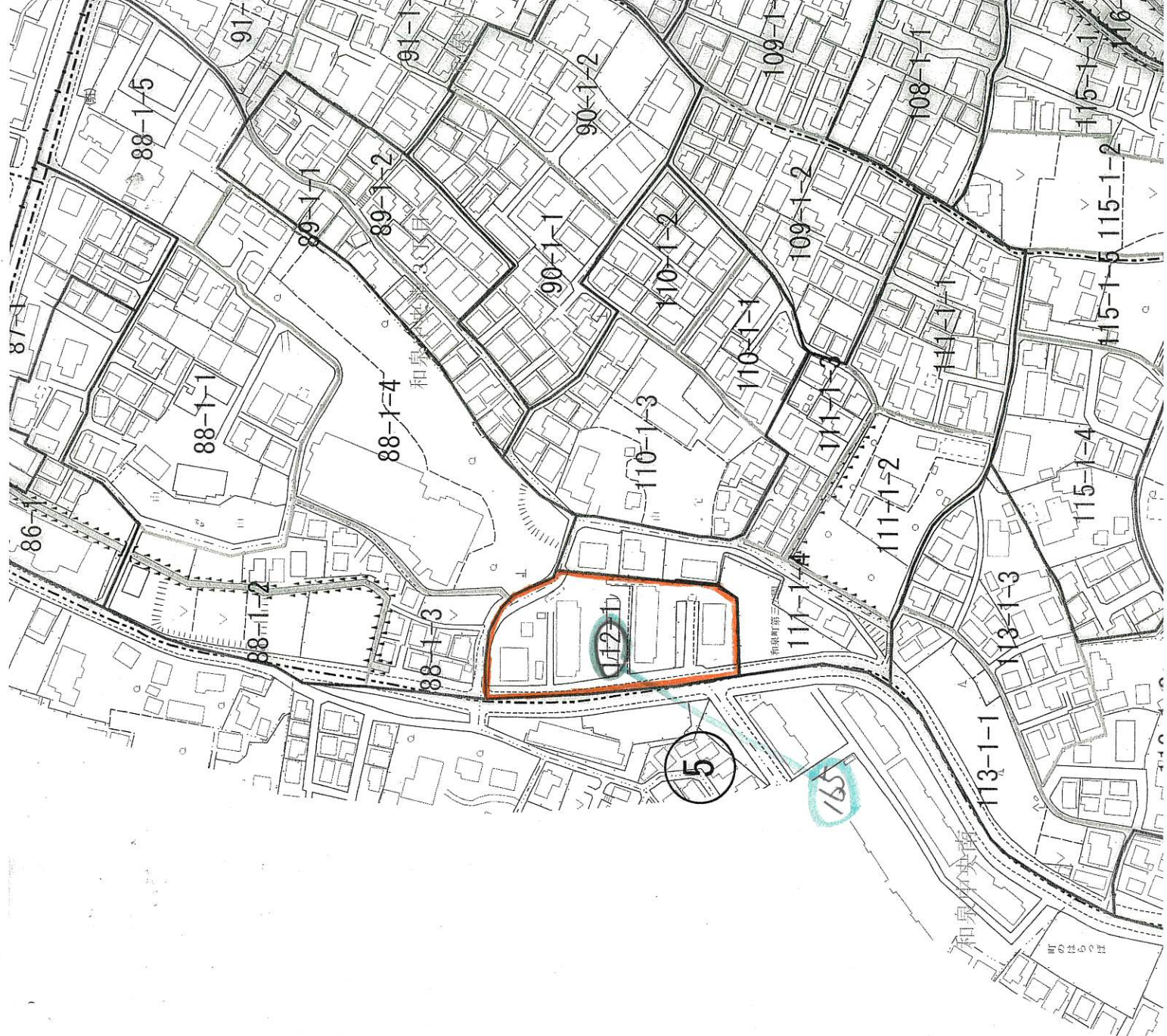
世帯数	人口数
57	353
57	371
51	372
59	373
57	374
59	375
57	376
56	377

71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区

71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区

区分
137-1
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区
71 大丸東町内区

1/2, 500



令和7年国勢調査 調査員就任のお願い

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市政・区政の各方面にわたりまして御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、既に御承知のことと存じますが、本年10月1日現在をもって国勢調査が実施されます。国勢調査は、我が国の最も大規模な統計調査で、大正9年以来5年ごとに実施されており、今回で22回目に当たります。この調査結果は、国や地方公共団体の重要な基礎資料として広く活用されています。

《調査員の主な仕事》

任命期間：令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

- | | |
|-------------------|--|
| ① 9月上旬～9月中旬 | 調査員事務説明会への出席 ※区役所から指定された日 |
| ② 説明会后～9月19日(金) | 調査区域の世帯の居住状況確認 |
| ③ 9月20日(土)～30日(火) | インターネット回答用ID及び調査票の配布 |
| ④ 10月1日(水)～3日(金) | 『回答確認リーフレット』の配布 |
| ⑤ 10月1日(水)～8日(水) | 調査票の回収 ※調査員提出を約束した世帯のみ |
| ⑥ 10月中旬～下旬 | 調査書類の区役所提出及び調査票未提出世帯への督促
※区役所から指定された日 |

《インターネット回答用ID及び調査票の配布について》

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来の調査方法(※)にすることが総務省から示されています。対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成27年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

《調査員の就任要件》①～⑤にすべてに当てはまる方

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方
- ②原則として20歳以上の方(令和7年9月1日時点)
- ③秘密の保護に信頼をおける方
- ④選挙・警察に直接関係のない方
- ⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

その他詳細につきましては、調査員事務説明会の折にお伝えすることになりますが、国勢調査の重要性を御理解いただきまして、是非とも調査員に御就任くださるようお願いいたします。御承諾いただけましたら、『令和7年国勢調査 調査員就任承諾書』に御記入、写真を貼付し、同封の封筒に封入のうえ、自治会・町内会長にお渡しくださいますようお願いいたします。

なお、就任承諾書で収集する氏名、電話番号等の個人情報、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません。

令和7年2月

問合せ先 泉区役所総務課統計選挙係 電話800-2315

令和7年国勢調査 調査員就任承諾書

令和7年国勢調査員の就任を承諾します。

また、下記『調査員の就任要件』をすべて満たしていることを確認しました。

令和7年 月 日

ふりがな			性別
氏名			男・女
住所	横浜市	区	
生年月日	昭和・平成	年 月 日生 (歳)	
連絡先 <small>※FAX、携帯電話等をお持ちの方は、差し支えなければ番号を御記入ください。</small>	電話 (自宅)	—	—
	※FAX	—	—
	※携帯	—	—
自治会・町内会名			
担当する調査区番号			
国勢調査員経験の有無	有 (回)		・ 無

(注) 就任承諾書に記入いただいた個人情報、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません

【調査員証用写真貼付場所】

縦4cm×横3cm

この写真で調査員証を作成し、説明会でお渡しします。

- 写真は6か月以内に撮影した
 - ・無帽
 - ・正面向き
 - ・胸部以上
 のものです。
- すでにお持ちの写真でも上記の体裁・サイズであれば構いません。
- 写真の裏面に氏名を記入してください。

<国勢調査に関する調査員事務説明会について>

9月上旬～中旬に調査員事務説明会を泉区役所会議室で開催予定です。御出席いただく際に御都合のよい時間帯を○で囲んでください。

平日午前 ・ 平日午後 ・ 平日夜間 ・ 土曜日や日曜日

調査員事務説明会の日程が決まりましたら御通知いたしますが、御希望には添えない場合がありますので御容赦ください。

<横浜市職員 (再任用職員及び会計年度任用職員を含む) として従事している方へ>

従事している「所属」を以下に御記入ください。

別途、兼職手続について御連絡いたします。

所 属	局・区	課
-----	-----	---

<<調査員の就任要件>>

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方、②原則20歳以上の方 (令和7年9月1日時点)、
- ③秘密の保護に信頼をおける方、④選挙・警察に直接関係のない方、⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

さあ、一緒に！ 国勢調査員大募集



令和7年10月1日に

国勢調査を実施します

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です！

5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査 2025



地域の未来の
ために！



暮らしを
より良く変える力に！



地域の人と
話す機会に！



自分のペースで
働ける！



詳しくは、お住まいの市区町村の
統計調査担当窓口までお問い合わせください。

国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村

国勢調査とは？

どんな調査なの？

- ・国勢調査は、5年に一度実施する最も重要な統計調査です。
- ・日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象です。

すべての人と世帯が対象なんだ！



調査結果は何に使われるの？

- 例えば
- ・高齢者福祉施策
 - ・防災対策・災害対策
 - ・新しいコンビニや店舗など企業の出店計画など

身近なことにも役立つんだね！



国勢調査は、私たちの暮らしに関わる重要な調査です。

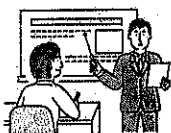


調査の成功に欠かすことのできない「国勢調査員」を募集します。

市区町村では、「国勢調査員」として、調査業務に理解と誠意を持って携わっていただける方を広く募集しています。国勢調査において、調査員は調査の成功に欠かせない大切な存在です。

国勢調査員の仕事内容は、大きく5つです

①



調査員説明会に参加

②



担当地域の確認

③



調査についての説明と調査書類の配布

④



回答確認リーフレットの配布と調査票の回収
(インターネット回答や郵送提出をした世帯は除く)

⑤



回収した調査票の整理と提出

過去に「国勢調査員」を体験された方の声

調査員として人の役に立てることにやりがいがあります。
30代 男性

いろんな経験をしてみたいと思い、挑戦してみました。
20代 女性

同じ町内でも、普段会うことがない人とも交流が増えてよかったです。
70代 男性

色々な人と知り合うことができました。
60代 女性

調査を通して、地域とのつながりが強くなったと感じます。
50代 男性

自分にとっても勉強になり、良い経験になりました。
40代 女性

さあ、あなたのご応募をお待ちしています！

- ・国勢調査員として、調査業務に理解と誠意を持って携わっていただける方を募集しています。
- ・国勢調査員の身分は、総務大臣に任命される非常勤の国家公務員です。
- ・業務期間はおおむね令和7年8月下旬～10月下旬頃の予定です。報酬も支給されます。

詳しくは、お住まいの市区町村の統計調査担当窓口まで、お問い合わせください。

国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025

検索

